

地球環境保全について

条例の第4章では、地球環境の保全に向けた、市の施策や活動の進め方を示しています。

- ① 地球環境保全に役立つ施策を積極的に推進すること
- ② 国や地方公共団体と連携し、国際協力を推進すること
- ③ 事務事業の実施において、資源やエネルギーに関する取組を積極的に実施すること
- ④ 市民、事業者、民間団体が、資源やエネルギーに関する取組を進めるよう促進すること
- ⑤ 市自らが新エネルギーの活用に努めること
- ⑥ 市民、事業者、民間団体が、新エネルギーを活用するよう促進すること

地球温暖化

地球温暖化とは、大気に含まれる二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが増えることによって、まるで温室のように大気が熱を多く蓄えるようになる現象です。近年の異常気象は、温暖化の表れではないかと心配されています。

特に二酸化炭素は、人類が石炭や石油を大量に掘り出して燃やすようになってから、大幅に増加したと推測されています。

温暖化が進むと、海面が上昇して小さな島が沈んだり、集中豪雨や干ばつなどの異常気象が頻発したり、今までつくっていた作物がとれなくなったりするなど、世界の各地で様々な影響が出ると予想されています。

今、私たち人間には、二酸化炭素の発生を抑える努力と行動が求められています。そのためには、あらゆる場面での省エネルギーや、新たなエネルギーへの切り替えによって、石油や石炭を燃やすことを減らしていくかなくてはなりません。



温室効果ガスと 地球温暖化メカニズム



公共施設の太陽光発電
(北部地域ふれあいセンター)



お問い合わせ先

川越市環境部環境政策課

〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811 (代表)

E-mail kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp



R 100

この冊子は、
古紙配合率100%再生紙を使用しています。



この冊子のインキは、
環境にやさしい大豆油インキを
使用しています。